

岩手県告示第648号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年10月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

1(1) 処分をした年月日 平成23年10月 7日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 高正組

イ 主たる営業所の所在地 和賀郡西和賀町湯之沢35地割265番地20

ウ 代表者の氏名 高橋正見

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第6019号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成23年10月 3日付けで土木工事業、建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

2(1) 処分をした年月日 平成23年10月 7日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社三上内装

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市桜台三丁目 1番 3号

ウ 代表者の氏名 三上優喜男

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-20）第10021号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・プロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成23年10月 4日付けで建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・プロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。